

## 甲賀市都市計画マスタープランの見直しについて

### 1. 趣旨・経緯

---

都市計画法第18条の2におきまして、都市計画マスタープランは「議会の議決を経て定められた、当該市町村の建設に関する基本構想」いわゆる「総合計画」等に即して策定することが規定されており、総合計画で示す甲賀市の将来像を実現するための都市計画的な手法のほか、全体の「まちづくり」の方針等についても示しております。

甲賀市では、合併後の平成19年3月に、平成38年度を目標として、現行の都市計画マスタープランを策定しておりますが、人口減少や少子高齢化への対応を目指し策定中の、『第2次甲賀市総合計画』と連携し、都市計画マスタープランの中間見直しを平成27年度から進めています。

### 2. 計画の構成

---

現行の計画と同様に、国土交通省の都市計画運用指針で示される、「まちづくりの理念や都市計画の目標」、「全体構想」、「地域別構想」を中心として策定します。

### 3. 計画の期間

---

当初計画では、平成19年から平成38年までの20年間としておりますが、4年毎の改定を基本とする総合計画との整合を図り、当初計画から2年延長し、平成40年までとします。

### 4. 対象区域

---

甲賀市は、甲賀都市計画区域、土山都市計画区域、信楽高原都市計画区域とそれに含まない都市計画区域外で構成されています。都市計画マスタープランは、「まちづくり」の計画であり、市全体の土地利用のあり方について検討する必要があるため、都市計画区域外を含む市全域を計画の対象区域としています。

## 5. 改訂の主なポイント

---

### ① 「暮らしをつなぎ、地域を未来につなぐ ー多様性を活かしたネットワークづくりー」を実現する集約型都市構造への転換

第2次甲賀市総合計画が示す都市構造に基づき、地域の特色や住民の多様性を活かした各拠点を、公共交通ネットワークでつなぐ、甲賀市版集約型都市構造の形成を目指します。

なお、都市拠点及び地域拠点の形成は、駅周辺や旧町の中心部を基本とすることになります。

### ② 集落や地域コミュニティの維持を目的とした、適切な土地利用の規制と誘導の促進

人口減少や少子高齢化により、集落や地域コミュニティの希薄化が懸念されているため、適正な土地利用の規制と誘導により集落の維持を図るものとします。

### ③ 空き家等の発生の予防、活用及び跡地の利用等の対策の促進

空き家等の適切な管理を行い、安心できる快適なまちづくりを進めるとともに、空き家となった住宅等を地域資源ととらえ、有効活用の促進・検討を進めるものとします。

### ④ 新名神高速道路を活かした、新たな産業用地の検討、開発の促進

近畿圏と中部圏を結ぶ要衝、交通結節点としてのポテンシャルを生かし、甲賀地域で進めております、仮称甲賀北地区工業団地整備事業等の促進・検討を進めます。

また、甲南インターチェンジ、信楽インターチェンジを活かした、新たな産業用地の確保について検討します。

### ⑤ 甲賀市景観計画に基づく、地域特性を活かした景観形成の促進

平成25年1月に策定しました甲賀市景観計画に基づき、市民及び事業者と協働して、市民共有の財産である美しい景観の保全や創造を総合的かつ計画的に進めます。

## 6. 工程

---

平成27年度		市民アンケート、全体構想の検討
平成28年度	7月～1月	全体構想・地域別構想の検討、庁内調整
平成29年度	4月	パブリックコメント（予定）

(※策定時期は、第2次甲賀市総合計画と整合を図ります。)